

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和5年10月に廃棄物処理手数料の改定を行うため、令和4年第4回区議会定例会に世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改定理由

廃棄物処理手数料は、平成17年11月16日区長会において4年ごとに見直すことが、また、平成22年3月16日区長会において手数料の算定方法および改定時期の設定（改定年次の10月1日）が了承されている。

今回は、前回改定（平成29年10月1日）から4年が経過し、かつ、コロナ禍で改定が2年見送られていたが、廃棄物処理手数料原価との乖離解消、受益者負担の適正化および事業系一般廃棄物の削減を目的とし、23区共同で手数料の算定および改定内容の検討を行い、23区統一で改定するものである。本件は、6月16日区長会総会にて了承されたものである。

なお臨時・多量排出時の処理手数料および粗大ごみ手数料の改定は、各区において行うものであるが、今回の廃棄物処理手数料の改定額を基礎とし、併せて改定を行う。

3 改定内容

事業系一般廃棄物、家庭廃棄物臨時・多量排出時、粗大ごみ

対象範囲	現行手数料	改定手数料	差額
1 事業系一般廃棄物処理手数料	40.0円/kg	46.0円/kg	6.0円/kg
ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するとき	別表1のとおり		
2 家庭廃棄物臨時・多量排出時の処理手数料	40.0円/kg	46.0円/kg	6.0円/kg
3 おもな粗大ごみ処理手数料	別表2のとおり		

《参考》事業者が直接、廃棄物を持ち込む際の手数料（改定後）※清掃一組条例

・清掃工場持ち込み 17.5円/kg（現行：15.5円/kg）

4 改定時期

令和5年10月1日施行予定

5 有料ごみ処理券の取扱い

- (1) 廃棄物処理手数料の改定に伴い、新しい額面・デザインの有料ごみ処理券を発行する。新券の交付時期は令和5年10月1日とし、現行券の交付終了時期は令和5年9月30日とする。
- (2) 今回の改定に伴い、現行券を使用する事業者が混乱をきたさないよう、現行券について新手数料の施行後1ヶ月間（令和5年10月31日まで）の使用を認める経過措置を設ける。

- (3) 現行券を使用する事業者が、現行券を経過期間後も保有するときは、事業者の不利益が生じないように、現行券と同額を還付する。

6 事業者及び区民への周知

事業者及び区民に対しては、広報紙、ホームページ、ポスターの掲示やチラシの配布等により周知を行う。

なお、事業系一般廃棄物処理手数料の改定について、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合共同で、一般廃棄物処理業者に対しては清掃工場等でのチラシ配布、排出事業者に対しては有料ごみ処理券販売所でのポスター掲示、チラシ配布等を行う予定である。

7 今後のスケジュール

令和 4年12月	区議会第4回定例会へ改正条例案を提案
令和 5年 1月	23区共同プレス発表・区HPにて周知開始
3月	区報にて周知
7月	取扱所にて23区共通ポスター・チラシにより周知
9月	区報にて再周知、区広報掲示板・デジタルサイネージ等で周知
10月	新手数料施行

別表1 事業系有料ごみ処理券の額面料金（処理券1枚あたりの料金）

券種	現行料金	改定料金	差額
小 10 $\frac{1}{2}$ ㍓	76円	87円	11円
中 20 $\frac{1}{2}$ ㍓	152円	174円	22円
大 45 $\frac{1}{2}$ ㍓	342円	391円	49円
特大70 $\frac{1}{2}$ ㍓	532円	609円	77円

※事業系有料ごみ処理券の額面料金は、1 $\frac{1}{2}$ ㍓あたりの重量を0.19kgと換算し、10 $\frac{1}{2}$ ㍓券を基準に各券種ごとに算定（小数点以下切り捨て）している。

別表2 粗大ごみ処理手数料の改定内容

区分	現行手数料		改定手数料		差額	
	通常料金	持込料金	通常料金	持込料金	通常料金	持込料金
10kgまで 《布団、掃除機など》	400円	200円	400円	200円	0円	0円
10kg超～20kgまで 《自転車(16インチ超)など》	800円	400円	900円	400円	100円	0円
20kg超～30kgまで 《シングルベッドなど》	1,200円	600円	1,300円	600円	100円	0円
30kg超～50kgまで 《ダブルベッドなど》	2,000円	1,000円	2,300円	1,100円	300円	100円
50kg超～70kgまで 《両そで机など》	2,800円	1,400円	3,200円	1,600円	400円	200円

※粗大ごみの処理手数料は、各品目を重量に応じて5つの区分に分類し、各区分の標準重量に廃棄物処理手数料単価を乗じて算出する。

例：10kg以下区分（布団、掃除機など）10kg×46.0円/kg≒400円（百円未満切捨て）

令和4年10月25日

新旧対照表（案）

○世田谷区清掃・リサイクル条例

新	旧
<p>世田谷区清掃・リサイクル条例</p> <p style="text-align: right;">平成11年12月10日 条例第52号</p>	<p>世田谷区清掃・リサイクル条例</p> <p style="text-align: right;">平成11年12月10日 条例第52号</p>
<p>改正 平成13年3月13日条例第25号 平成15年6月24日条例第47号 平成15年10月1日条例第66号 平成15年12月9日条例第81号 平成17年12月9日条例第82号 平成19年10月1日条例第48号 平成24年12月10日条例第69号 平成25年10月1日条例第36号 平成28年9月29日条例第45号 令和4年月日条例第号</p>	<p>改正 平成13年3月13日条例第25号 平成15年6月24日条例第47号 平成15年10月1日条例第66号 平成15年12月9日条例第81号 平成17年12月9日条例第82号 平成19年10月1日条例第48号 平成24年12月10日条例第69号 平成25年10月1日条例第36号 平成28年9月29日条例第45号</p>
<p>第1条 ～ 省略 第83条</p>	<p>第1条 ～ 省略 第83条</p>
<p>附 則 省略</p>	<p>附 則 省略</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則（令和4年月日条例第号）</u> <u>（施行期日）</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p>	
<p><u>（経過措置）</u></p>	
<p><u>2 この条例の規定（別表1の部3の項の改正規定（「2,800円」を「3,200円」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の同項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>3 この条例による改正前の第56条第1項の規定により交付された有料ごみ処理券は、令和5年10月31日までの間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、当該有料ごみ処理券を添付した廃棄物につき、この条例による改正後の別表の規</u></p>	

定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

別表（第54条、第57条関係）

1 廃棄物処理手数料

区分	手数料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量 1キログラムにつき 46円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 46円 87円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき ただし、粗大ごみについては、 3,200円を限度として品目別に規則で定める。 46円
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭

別表（第54条、第57条関係）

1 廃棄物処理手数料

区分	手数料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量 1キログラムにつき 40円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 40円 76円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき ただし、粗大ごみについては、 2,800円を限度として品目別に規則で定める。 40円
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭